|  |
| --- |
| **建築基準法**  第８５条第６項  特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、１年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第１２条第１項から第４項まで、第２１条から第２７条まで、第３１条、第３４条第２項、第３５条の２、第３５条の３及び第３７条の規定並びに第３章の規定は、適用しない。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 内容 | 有無 |
| 第１２条第１項～第４項 | 報告、検査等 |  |
| 第２１条 | 大規模の建築物の主要構造部 |  |
| 第２２条 | 屋根 |  |
| 第２３条 | 外壁 |  |
| 第２４条 | 建築物が第２２条第１項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置 |  |
| 第２５条 | 大規模の木造建築物等の外壁等 |  |
| 第２６条 | 防火壁等 |  |
| 第２７条 | 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物 |  |
| 第３１条 | 便所 |  |
| 第３４条第２項 | 非常用昇降機 |  |
| 第３５条の２ | 特殊建築物等の内装 |  |
| 第３５条の３ | 無窓の居室等の主要構造部 |  |
| 第３７条 | 建築材料の品質 |  |
| 第４３条 | 敷地等と道路との関係 |  |
| 第４３条の２ | その敷地が４ｍ未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 |  |
| 第４４条 | 道路内の建築制限 |  |
| 第４７条 | 壁面線による建築制限 |  |
| 第４８条 | 用途地域等 |  |
| 第４９条 | 特別用途地区 |  |
| 第４９条の２ | 特別用途制限地域 |  |
| 第５０条 | 用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限 |  |
| 第５１条 | 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置 |  |
| 第５２条 | 容積率 |  |
| 第５３条 | 建蔽率 |  |
| 第５３条の２ | 建築物の敷地面積 |  |
| 第５４条 | 第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離 |  |
| 第５５条 | 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度 |  |
| 第５６条 | 建築物の各部分の高さ |  |
| 第５６条の２ | 日影による中高層の建築物の高さの制限 |  |
| 第５７条 | 高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和 |  |
| 第５７条の２ | 特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例 |  |
| 第５７条の４ | 特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度 |  |
| 第５７条の５ | 高層住居誘導地区 |  |
| 第５８条 | 高度地区 |  |
| 第５９条 | 高度利用地区 |  |
| 第５９条の２ | 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例 |  |
| 第６０条 | 特定地区 |  |
| 第６０条の２ | 都市再生特別地区 |  |
| 第６０条の２の２ | 居住環境向上用途誘導地区 |  |
| 第６０条の３ | 特定用途誘導地区 |  |
| 第６１条 | 防火地域及び準防火地域内の建築物 |  |
| 第６２条 | 屋根 |  |
| 第６３条 | 隣地境界線に接する外壁 |  |
| 第６４条 | 看板等の防火措置 |  |
| 第６５条 | 建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置 |  |
| 第６６条 | 第３８条の準用 |  |
| 第６７条 | 特定防災街区整備地区 |  |
| 第６８条 | 景観地区 |  |
| 第６８条の２ | 市町村の条例に基づく制限 |  |
| 第６８条の３ | 再開発等促進地区内の制限の緩和 |  |
| 第６８条の４ | 建築物の容積率の最高限度…（略）…容積率の特例 |  |
| 第６８条の５ | 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例 |  |
| 第６８条の５の２ | 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例 |  |
| 第６８条の５の３ | 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例 |  |
| 第６８条の５の４ | 住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例 |  |
| 第６８条の５の５ | 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例 |  |
| 第６８条の５の６ | 地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の特例 |  |
| 第６８条の６ | 道路の位置の指定に関する特例 |  |
| 第６８条の７ | 予定道路の指定 |  |
| 第６８条の８ | 建築物の敷地が地区計画等の区域の内外にわたる場合の措置 |  |
| 第６８条の９ | 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造 |  |

|  |
| --- |
| **建築基準法施行令**  第１４７条第１項  　法第８５条第２項、第６項又は第７項に規定する仮設建築物（高さが６０ｍ以下のものに限る。）については、第２２条、第２８条から第３０条まで、第３７条、第４６条、第４９条、第６７条、第７０条、第３章第８節、第１１２条、第１１４条、第５章の２、第１２９条の２の３（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第１２９条の１３の２及び第１２９条の１３の３の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第４１条から第４３条まで、第４８条及び第５章の規定は適用しない。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 内容 | 有無 |
| 第２２条 | 居室の床の高さ及び除湿方法 |  |
| 第２８条 | 便所の採光及び換気 |  |
| 第２９条 | くみ取便所の構造 |  |
| 第３０条 | 特殊建築物及び特定区域の便所の構造 |  |
| 第３７条 | 構造部材の耐久 |  |
| 第４６条 | 構造耐力上必要な軸組等 |  |
| 第４９条 | 外壁内部等の防腐措置等 |  |
| 第６７条 | 接合 |  |
| 第７０条 | 柱の防火被覆 |  |
| 第３章第８節 | 構造計算 |  |
| 第１１２条 | 防火区画 |  |
| 第１１４条 | 建築物の界壁、間仕切り壁及び隔壁 |  |
| 第５章の２ | 特殊建築物等の内装 |  |
| 第１２９条の２の３ | 建築設備の構造強度 |  |
| 第１２９条の１３の２ | 非常用の昇降機の設置を要しない建築物 |  |
| 第１２９条の１３の３ | 非常用の昇降機の設置及び構造 |  |

|  |
| --- |
| **長崎県建築基準条例**  第２８条  法第８５条第６項の仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第２章及び第３章の規定の適用を緩和する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第３条 | がけに近接する建築物 |  |
| 第５条 | 連続式店舗の通路 |  |
| 第６条 | 煙突のライトニング |  |
| 第７条 | 共同住宅等の内装 |  |
| 第８条 | 共同住宅等の出入り口 |  |
| 第９条 | 長屋 |  |
| 第１０条 | ボイラー室の構造 |  |
| 第１１条 | 出入口等 |  |
| 第１２条 | 直通階段 |  |
| 第１３条 | 客用の廊下 |  |
| 第１４条 | 客席部の構造 |  |
| 第１５条 | 客席部と舞台部分との区画 |  |
| 第１６条 | 避難階段 |  |
| 第１６条の２ | 避難階における避難経路 |  |
| 第１６条の３ | 興行場等の用途に供する部分への適用 |  |
| 第１６条の４ | 興行場などの用途に供する部分における直通階段の共用 |  |
| 第１７条 | 制限の緩和 |  |
| 第１８条 | 自転車車庫等の構造 |  |
| 第１９条 | 他の用途部分との区画 |  |